

岩手県告示第138号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成26年2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成26年2月18日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 株式会社たかしん興業
 - (2) 主たる営業所の所在地 花巻市円万寺字下堰田18番地
 - (3) 代表者の氏名 高橋 昭一
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般・特-24）第6919号
- 3 処分の内容 営業の一部の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
 - (2) 期間 平成26年3月5日から平成27年3月4日までの1年間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者の代表取締役副社長（当時）は、花巻市発注の建設工事に係る指名競争入札に関して、花巻市職員（当時）と共謀のうえ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたなどとして、また、同職員がその職務上不正な行為をしたことに関し賄賂を供与したとして、盛岡地方裁判所から懲役1年6月、執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。このことが、法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。